

**【給与計算機能をご利用の場合は、ご確認ください】**

**給与計算の【雇用保険料の料率】改正がありました**

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の施行により、雇用保険料率が、【平成28年4月1日】から改定されます。

ツカエル経理の給与計算機能では、保険料率は自動で改定されません。下記変更手順をご確認のうえご対応いただきますよう、お願い申し上げます。すでに、ツカエル経理 起動時に表示される「ビズウェブ」等で、案内をご確認いただいているかとは思いますが、ビズウェブ「お知らせ」には詳細な操作手順が掲載されておりますので、こちらを必ずご参照ください。

※ 下記手順は概要です。  
 必ず「ビズウェブ」掲載の操作手順をご確認ください。

**雇用保険 料率改定**

	一般事業		農林水産業・清酒製造業		建設業	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
被保険者負担	5.0/1000	<b>4.0/1000</b>	6.0/1000	<b>5.0/1000</b>	6.0/1000	<b>5.0/1000</b>
事業主負担	8.5/1000	<b>7.0/1000</b>	9.5/1000	<b>8.0/1000</b>	10.5/1000	<b>9.0/1000</b>
合計	13.5/1000	<b>11.0/1000</b>	15.5/1000	<b>13.0/1000</b>	16.5/1000	<b>14.0/1000</b>

※ 改定内容の詳細は、所轄の労務局にご確認ください。

◆ **設定変更を行う時期**

平成28年4月1日以降に計算の締め切り日が到来する給与明細書(賞与明細書)を作成する前に、保険料率を[給与規定]ダイアログで変更してください。

料率変更作業後は、**該当月以前の給与計算の【控除額計算】を実施しないでください。**  
 新しい料率で再計算されてしまいます。

◆ **介護保険料率の設定変更手順（ツカエル経理）**

[給与明細書の発行] から [設定](歯車マーク) をクリックし[給与規程]ウィンドウを開き、以下の項目を修正します



	改定前	改定後
一般事業	5.0	4.0
農林水産業 清酒製造業	6.0	5.0
建設業	6.0	5.0

※ 料率変更後、**かならず【控除額計算】**を行い、給与明細で保険料が正しく変更されていることをご確認ください。

◆ 上記内容および処理方法について、ご不明な点がございましたら、弊社担当者または情報開発室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

( 発信: 合同会計 情報開発室 )